

(備考)

- 1 共通の表中の次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 「局長」には、官房長、大臣官房総括審議官、政策立案総括審議官、地域力創造審議官、政策統括官、サイバーセキュリティ統括官、行政不服審査会事務局長、情報公開・個人情報保護審査会事務局長、官民競争入札等監理委員会事務局長、電気通信紛争処理委員会事務局長、政治資金適正化委員会事務局長及び部長を含むものとする。
 - (2) 「局長等」とは、局長並びに施設等機関、消防庁並びに大臣官房の課及び室（訓令に基づき置かれる室を含む。）の長をいう。
 - (3) 「局総務課長」には、大臣官房の課長、局内の調整を行う課の長（総務課が置かれていない局に限る。）、統計企画管理官、恩給企画管理官、行政不服審査会事務局総務課長、情報公開・個人情報保護審査会事務局総務課長、官民競争入札等監理委員会事務局参事官、電気通信紛争処理委員会事務局参事官、政治資金適正化委員会事務局参事官及び消防庁総務課長を含むものとする。
 - (4) 「課長」には、課長に準ずる官、課に準ずる室の室長及び省令又は訓令に基づき置かれる室の室長を含むものとする。

- 2 政策統括官（恩給担当）の表中「恩給官」とは、恩給企画管理官、恩給業務管理官、恩給経理官、恩給審査官、恩給審理官、恩給相談官、恩給支給官又は情報処理調整官をいう。

- 3 「決裁を要する文書の件名」欄に掲げる事項に準ずるものの決裁者、合議先及び文書施行名義人については、当該「決裁を要する文書の件名」欄に掲げる事項の、「決裁者」欄、「合議先」欄及び「文書施行名義人」欄に掲げる者が当たるものとする。

(別表第2)

決裁者	第1次代決者	第2次代決者
大臣	副大臣	—
副大臣又は大臣政務官	事務次官	大臣官房長
事務次官	大臣官房長	大臣官房総務課長